

第 3 6 号議案

東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第45条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 86 条中「第 39 条まで」を「第 39 条（第 5 項を除く。）まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。